

# なぜ、被害者に謝罪させたのか？

NGT48(新潟本拠) 2018年12月8日発生



・左記は3/26朝日新聞

・運営会社AKS・松村取締役が謝罪を要求したと山口真帆さんツイート



・第3者委員会の調査も説得力無し

・AKB総選挙も実施されない事態に(3/13発表)

※ 幕引きだけを急ぎ、記者会見の失敗事例でもある 1



# 性犯罪被害者 増える裁判参加

## 制度開始から10年 全体の4分の1に

### 弁護士つけやすく 出廷不要

刑事裁判に被害者が参加できる制度が始まって、10年。かつて「蚊帳の外」に置かれていた被害者が当事者として裁判に加わり、意見を述べることが定着している。制度を利用する人数はこの数年横ばいだが、性犯罪の被害者の割合が次第に高まっている。

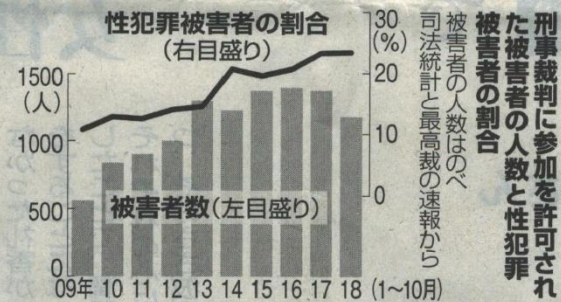
被害者参加制度によって法廷の光景は変わった。昨年12月、東京地裁で開かれた裁判員裁判では、検察官の後ろの席に5人の被害者側弁護士が並び、被告が公判の最後に語る内容を一斉にメモしていた。

この事件は、芸能事務所社長の男(34)がタレント志願者ら5人の女性に性的暴行を加えたとして、強姦致傷罪などに問われた。女性5人は全員、弁護士をつけて被害者参加した。被告人質問では弁護士が被害者本人に代わって「被害者に対して、どつどつ気持ちですか」などと質問。検察官の求

刑の後には弁護士がそれぞれ、「可能な限り長期の実刑を望みます」などと量刑への意見を述べた。判決は、「性行為は同意があったことという社長側の主張を退け、懲役23年を言い渡した。

被害者のプライバシーにも配慮がされていた。法廷では「Aさん」などと呼ばれ、裁判長は「名前を言わないように」と、被告や証人に注意。こうした制度は、被害者参加と同じく、2007年の刑事訴訟法改正で実現した。

最高裁によると、強制的にいせつや強姦(現・強制性交)罪など性犯罪の被害者



参加人数は制度が始まった09年のはのべ60人で、全体の11%だった。しかし、14年に2割を超え、17年と18年(10月まで)は23%と、ほぼ4分の1を占めた。人数も17年は321人と、09年の5倍以上。性犯罪の裁判の2割ほどで、被害者が参加していると推計される。なぜ、これほど増えている

# セクハラ 裁判の 改善面